

入所申込手続きについて

この度は、当施設にお申込みいただき、誠に有り難うございます。

以下、手続きに必要な書類を同封させていただきます。お手数をお掛けして誠に申し訳ございませんが、同封書類に不備がないかご確認の上、_____の書類にご記入いただき、添付書類と共にご持参いただくか、必要金額分の切手を貼付の上、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

【同封書類】

- ① 『さいたまほほえみの里入退所指針』
- ② 入所順位の評価基準
- ③ 『介護老人福祉施設入所申込書（その1）』（提出書類）
- ④ 『介護老人福祉施設入所申込書（その2）』（提出書類）
- ⑤ 『別紙（別表1）』
- ⑥ 『身体の状況』（提出書類）
- ⑦ 利用料金表
- ⑧ 入所申込み取り下げ書
- ⑨ 施設入所ご案内

【ご提出いただく書類】

- ① 『介護老人福祉施設入所申込書（その1）』
- ② 『介護老人福祉施設入所申込書（その2）』
- ③ 『身体の状況』
- ④ 『介護保険証のコピー』
- ⑤ 『概ね直近3ヶ月分の利用表と別表（居宅サービスをご利用されている実績がある方のみ）』

※ 以下の点にご留意をお願いいたします。

- (1) 『入所申込書』の内容については点数化させていただく項目が含まれています。空欄や添付書類が不足している場合、その項目が点数化されない場合がありますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。
また、さいたまほほえみの里入退所指針に同意していただいたのち、申込書（その2）説明確認欄へご署名をお願いいたします。
- (2) ご提出いただいた内容を点数化し、暫定順位を決定させていただきます。（1～2か月後に郵送いたします。）
- (3) お申込みに変更が生じた場合は、施設に連絡し指示を受けてください。
- (4) お申込み後取り下げられる際は、取り下げ書の提出もしくはご連絡をお願いいたします。

お問い合わせにつきましては、さいたまほほえみの里 電話 048-792-1120（担当：平井・大矢）

介護老人福祉施設さいたまほほえみの里入退所指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）のサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるため、施設が入所に関する手続き及び入退所の必要性を評価する基準等を制定する際の基準を明示することにより、入退所決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象となる者

(1) 要介護3以上の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者

(2) 要介護1又は2の認定を受けている者のうち、常時介護を必要とし、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である者（次に掲げる【特例入所の要件】のいずれかに該当する者）

【特例入所の要件】

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所申込みの手続き

(1) 入所の申込み

ア 入所の申込みは、入所を希望する本人（以下「申込者」という。）又は家族等が特別養護老人ホーム入所申込書（以下「申込書」という。）（参考様式1）を入所を希望する施設に直接提出して行う。

なお、申込み内容に変更が生じた場合には、申込者又は家族等が施設に連絡し、施設が必要と認めた時には再度申込書を提出する。

イ 申込者が要介護1又は2の認定を受けている場合においては、入所の申込みをするに当たって、【特例入所の要件】に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由を付記の上、申し込む。

ウ 申込書の有効期間は、施設が申込書を受け付けた日から2年間とする。

なお、令和4年1月1日時点で受け付けている申込書については、申込書に記載された受付日から2年間とする。

(2) 入所申込みの受付

ア 施設は、次の全てを満たす入所申込みを受付対象とする。

なお、これによって受付対象外となった申込みについては、申込者及び家族等に対してその理由を説明すること。

① 申込者が申込時点で当面は入所を希望していないなど、申込みの動機が予約的なものでないこと。

なお、予約的とは、入所が必要となる心身の状況といった内的要因や現在の住所又は居所から移動が必要となる時期といった外的要因が確定しておらず、具体的な入所時期を決定できない段階における入所申込みを指す。

② 必要事項が記載されていること及び添付書類に不備や不足がないこと。

③ 申込者又は家族等との面接等により、申込者の心身の状況等を確認していること。

④ 申込者の心身の状況等について、施設で受け入れ可能な体制が整っていること。

なお、入所申込み時点で申込者が医療機関にかかっている若しくは医療機関にかかる予定であって、申込者・医療機関・施設が連携又は調整することによって受け入れが見込める場合は、④を満たすものとする。

イ 施設は、申込者及び家族等に対し、この指針に定める入所に関する手続き及び入退所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認」欄に署名を受ける。

なお、申込者が、要介護1又は2の認定を受けている場合には、【特例入所の要件】についての説明を併せて行うこと。

ウ 施設は、申込者から申込書を受け付けた場合には、受付簿（参考様式2-1）にその内容を記載し、管理する。

なお、申込書を受け付けなかった場合には、受付対象外名簿（参考様式2-2）にその内容を記載し、管理する。

エ 要介護1又は2の認定を受けている者から【特例入所の要件】に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由が記載されている場合には、当該申込者が要介護1又は2の認定を受けていることをもって申込みを受け付けないことはできない。

オ 施設は、あらかじめ、3(1)ウの有効期間を満了する申込者に対して入所申込み継続願（以下「継続願」という。）（参考様式3）を求めることにより、申込みの継続の意思を確認することとし、これによって受領した継続願の有効期間は、3(1)ウの有効期間を満了する日の翌日から2年間とする。

なお、継続願によって申込み内容に変更があることを確認した場合には、再度申込書を提出するよう求めることができるものとする。

また、令和4年1月1日時点で既に有効期間を満了する場合についても同様とする。

(3) 施設は、申込書を受け付けた場合には、速やかに特別養護老人ホーム入退所決定調査票（以下「調査票」という。）（参考様式4）を作成し、優先順位を付けた選考者名簿（参考様式5）を調製する。

なお、選考者名簿（参考様式5）の調製にあたっては、公平性・透明性を確保する観点から、受付簿に記載された全ての申込者（【特例入所の要件】に該当するか否かを

判断するに当たって、保険者市町村に意見を求める者を除く。)を記載すること。

- (4) 要介護1又は2の認定を受けている者から申込みされた場合、申込者が【特例入所の要件】に該当するか否かを判断するに当たっては、次に掲げる取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。

ア 施設は、要介護1又は2の認定を受けている者から申込みがあった場合には保険者市町村に対して報告を行うこと。（参考様式6）

イ 施設は、当該申込者が【特例入所の要件】に該当するか否かを判断するに当たって、保険者市町村に意見を求めることができる。（参考様式7）

なお、意見を求めるに当たっては、調査票を添えることとする。

ウ 保険者市町村は、施設から意見を求められない場合も含め、施設に対し意見を表明することができる。（参考様式8）

4 入退所決定の手続き

- (1) 施設は、入所及び退所に係る事務を処理するため合議制の入退所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ア 委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等で構成する。

なお、委員には入退所決定過程の公平性・中立性が保たれる第三者を加えるよう努めることとする。

イ 委員会の開催

委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回程度開催する。

ウ 委員会の所管事務

委員会は、申込書、受付簿、受付対象外名簿、調査票、選考者名簿及び保険者市町村の意見（特例入所の場合に限る。）等に基づいて入所申込みの受付可否に係る理由の妥当性及び入所申込みの取下げに関する適切性について判断するほか、入退所の必要性を総合的に検討し、【特例入所の要件】の該当の有無の決定、入所順位及び入所の決定、入所者にかかる退所の検討等を行う。

エ 委員会の議事録等

委員会は、協議の内容を記載した議事録及び選考者名簿を整備し、5年間保存する。

オ 守秘義務

委員は、業務上知り得た申込者及び家族等に係る個人情報漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- (2) 入所順位の評価基準

委員会は、申込者の状況等を総合的に勘案し、入所にかかる優先順位を決定する。

ア 次の基準項目について、別表の「入所順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位を付ける。

- ① 本人の状況
- ② 介護の必要性
- ③ 在宅介護の困難性
- ④ 本人の住所地

イ なお、アの方法で順位付けが困難な場合には、更に次の項目を順次勘案し、優先順位を付ける。

- ① 待機月数（長短の順）
- ② 年齢（高い順）

(3) 施設の受入れ体制による調整

委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には、優先順位を調整できる。

ア 性別に応じた居室の状況

イ 認知症に対する施設の受入れ体制

ウ 医療行為を必要とする場合における施設の受入れ体制

5 入所順位決定後の手続き

(1) 結果の通知

施設は、委員会で決定された順位について、申込者又は家族等へ特別養護老人ホーム入所順位検討結果通知（参考様式 9）により通知する。

(2) 説明責任

施設は、申込者又は家族等から入所順位の決定等に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

6 入所順位決定の例外的取扱い

(1) 次の場合には施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができる。

ア 老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づく措置入所委託及び措置入所に準ずる緊急的な事案として福祉事務所から入所の依頼がある場合

イ 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を招集する余裕のない場合

ウ さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（条例第 70 号）第 23 条に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合

(2) 施設長は、(1) の理由により例外的に入所順位の決定を行った場合には、その内容を委員会に報告しなければならない。

7 入所申込みの無効と取下げ

(1) 入所申込みの無効

施設は、申込者が 3(2)オの継続願の提出をしなかった場合又は申込者が 3(2)オなお書きの求めに応じなかった場合（連絡がつかない場合を含む。）には、入所申込みを無効とし、選考者名簿から削除及び受付簿に削除した旨を記載する。

(2) 入所申込みの取下げ

施設は、申込者又は家族等からの申し出若しくは施設による意向調査等による聴き取りの結果、入所を取り下げる意思又は現在の居所での生活を継続する意思を確認した場合には、申込者又は家族に対して特別養護老人ホーム入所申込取下げ書（参考様式 10）（以下「取下げ書」という。）の提出を求めることができる。これによって取下げ書を

受領した場合、選考者名簿から削除及び受付簿に受領日と削除した旨を記載する。

なお、申込者が取下げ書の提出に応じない場合（電話連絡により明確な意思表示を確認している場合や連絡がつかない場合を含む。）には、その経過を記録の上、迅速な入所決定を阻害するものと認められるものについては、入所申込みが取り下げられたものとみなし、選考者名簿から削除及び受付簿に削除した旨を記載する。

8 退所について

- (1) 委員会は、次の入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討した上で退所を決定するものとする。

ア 要介護状態の改善が認められる場合

イ 平成27年4月1日以降に入所した者のうち、要介護認定で「要介護1又は2」と認定された場合

- (2) 委員会は、平成27年4月1日以降に入所し、その後、要介護認定において、「要介護1又は2」と認定された者のうち、【特例入所の要件】に該当すると認められる者であり、かつ、その者の心身の状況や退所後の環境等から退所に当たらないと認められる者については、継続して入所することができるものとする。

- (3) 施設は、医療行為の必要性が増大し、施設での介護が困難である入所者について、退所を決定することができる。

なお、退所を決定した場合においては、委員会に報告を行うものとする。

- (4) 施設は、退所を決定した入所者に対し、速やかに決定を伝えるとともに、決定理由を説明しなければならない。

9 退所に関して留意すべき事項

退所を検討するに当たっては次の項目に留意すること。

- (1) 入所者や家族の意向

入所者・家族の意向を十分確認するとともに、意向を十分尊重し、安易に施設側の理由により退所を促すことがないよう留意する。

- (2) 心身の機能や健康状態の安定性

- (3) 家庭における介護力の安定及び介護環境

- (4) 退所に向けた入所者への支援の方法

入所者及び家族に対して、入所者の退所後の生活の場や利用できるサービス等について関連する情報提供及び十分な相談を行い、居宅介護支援を行う者に対する情報提供に努めるほか、その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者等との密接な連携などの退所に向けた支援を行うこと。

10 指針の公表

この指針は、公表する。

1 1 指針の見直し

この指針は、一定期間ごとに有効性を見直す。なお、見直す必要が生じた場合は、「法人内で」協議し、随時見直しを行う。

1 2 適正運用

(1)入所の申込みから入所可否及び退所の決定までに受領及び作成した書類について、市から開示又は提出を求められた場合には、これに協力しなければならない。

1 3 実施時期

この指針は、平成18年4月1日から適用する。

この指針は、平成24年4月1日から適用する。

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

この指針は、平成29年8月7日から適用する。

この指針は、令和4年1月1日から適用する。

この指針は、令和6年1月1日から適用する。

特別養護老人ホーム入所申込書 (その 1)

申込日	年 月 日
面接日※ 1	年 月 日
受付日※ 2	年 月 日
有効期間	受付日から 年 月 日まで

特別養護老人ホームさいたまほほえみの里 施設長 様

【提出者】

住 所	〒	
(フリガナ)		本人との関係
氏 名		
電話番号	()	

特別養護老人ホームへ入所したいので、次のとおり申し込みます。

本 人 の 状 況	(フリガナ)		性別	保 険 者	
	氏 名		男	被保険者番号	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	女	要介護度	1・2・3・4・5
	住 所	〒	介護認定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	認知症等による行動障害 (別表 1 参照)	ときどき見られる行動の番号 : 頻繁に見られる行動の番号 :			
	心身の状況	1 障害有 (障害の種類 : 級) 2 なし			
	入所を希望する理由※ 3	1 主たる介護者 ①ない (音信不通を含む) ②長期入院、施設入所によりいない () 2 主たる介護者がいるが介護が困難 (複数回答あり) 理由 ①高齢 ②障害者 ③複数の要介護者がいる※ 4 ④就業 ⑤育児 () 3 地域の介護サービス等に不足がある (複数回答あり) ※ 5 ①夜間の介護サービス ②往診や訪問看護等医療系サービス ③常時の見守り ④家事支援等の安価なサービス活動 ⑤その他 () 4 その他 ()			
	医療的処置の状況	現在治療中の病気等の番号 (複数回答あり) 1 点滴 2 中心静脈栄養 3 透析 4 人工肛門 5 酸素療法 6 人工呼吸器 7 気管切開 8 疼痛看護 9 経管栄養 10 モニター測定 11 褥瘡 12 カテーテル 摂取している薬及びその頻度			

※ 1 申込書のほか、裏面の※ 6 の添付書類に不足・不備がないことが確認ができてから面接日を決定します。

※ 2 面接 (やむを得ず電話連絡のみとする場合を含む。) 後、施設が記入します。

※ 3 入所を希望する理由 () 内には、その具体的理由を記入してください。

※ 4 複数の要介護者がいる場合、当該要介護者の要介護度を () 内に記入してください。

※ 5 金銭面及び負担限度額による不足を除く。

特別養護老人ホーム入所申込書（その２）

介 護 者 の 状 況	主たる介護者	(フリガナ) 氏 名		性 別 男・女	本人との関係	
		生年月日	明・大・昭	年	月	日 (歳)
		同居区分	1 同居 2 別居 ()			
		介護の可能性	介護困難 ・ 多少介護可能 ・ 介護可能			
	介護期間					
	主たる介護者の就労状況		主たる介護者の育児の状況		主たる介護者の健康状態	
	有 (常勤・パート) 無		有 (人 歳) 無		良好 不良 ()	
					主たる介護者の家族の健康状態	
					良好 不良 ()	
	そ の 他	入所を希望する時期		1 今すぐ 2 年 月頃までには、入所したい		
申込の状況		1 当該施設のみ申し込む 2 他の施設に申し込んでいる 所在地： 施設名：				
待機月数		年 月				
やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由 (要介護1又は2の方のみ)		該当する【特例入所の要件】 ア ・ イ ・ ウ ・ エ ※別紙をご確認の上、該当する要件を選択してください				
説 明 確 認	私は、入所申込の際、入所に関する手続き、入所申込みの有効期間及び入退所の必要性を評価する基準等について、説明を受けました。 また、特例入所について説明を受け、要件の判断にあたり、当施設の調査内容を保険者市町村に報告することに同意します。 年 月 日 氏 名					

- ※6 被保険者証（写）、サービス利用表（写）及びサービス利用表別表（写）（概ね直近3カ月分）を添付してください。
- ※7 入所の必要性がなくなった場合には、別紙「特別養護老人ホーム入所申込取下げ書」を提出してください。
- ※8 申込内容に変更が生じた場合には、施設に連絡し、指示を受けてください。
- ※9 申込書の有効期間は受付日から2年間です。入所申込みを継続する場合は、「入所申込み継続願」を提出してください。

別表 1

認知症等による行動障害	1 徘徊 2 外出して戻れない 3 被害的 4 大声を出す 5 介護に抵抗 6 収集癖 7 一人で出たがる 8 物や衣類を壊す 9 昼夜逆転 10 作話 11 感情が不安定 12 同じ話をする 13 落ち着きなし 14 ひどい物忘れ 15 独り言・独り笑い
-------------	--

※ 「ときどき見られる行動」については、少なくとも1カ月間に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる行動を記載してください。

※ 「頻繁に見られる行動」については、少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる行動を記載してください。

【特列入所の要件】

要介護1又は2の方が入所するためには、下記のいずれかに該当することが必要です。ご自身の判断で該当すると思われる要件を申込書に記載してください。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

身 体 の 状 況

健康・医療	現病名	無・有（ ）	
	既往歴		
	麻痺	無・有（ 左上肢・左下肢・右上肢・右下肢 ）	
	筋力低下	無・有（ 部位： ）	
	拘縮	無・有（ 部位： ）	
	身長・体重	約 cm 約 kg	
	皮膚問題 （褥瘡など）	無・有（ 部位： 症状： ）	
日常生活動作能力	視力	1. 日常生活に支障がない 2. 形がわかるがはっきり見えない 3. ほとんど見えない	
	聴力	1. 日常生活に支障がない 2. 大きな声なら聞こえる 3. ほとんど聞こえない	
	言語	1. 普通 2. 聞き取りにくい 3. 聞き取れない 4. 全く話せない	
	全般的動作	1. 外出できる 2. 家の中なら歩ける 3. 起きられるがあまり動かない 4. 寝たきり	
	寝返り	1. 自力 2. 部分的に介助が必要 3. 全介助	
	座位	1. 保てる 2. 保てない	
	立位	1. 保てる 2. 保てない	
	起立	1. 自力 2. 部分的に介助が必要 3. 全介助	
	移動方法	1. 自力歩行 2. 歩行介助 3. 車イス	
	食事	摂取：1. 自力 2. 部分的に介助が必要 3. 全介助 4. その他（ ）	
		形態：1. 常食 2. 全粥 3. 副食きざみ 4. ミキサー食	
	義歯	無・有 [全部（上・下）・部分（上・下）・有るが使用せず]	
	着脱衣	1. 自力 2. 部分的に介助が必要 3. 全介助 4. その他（ ）	
	入浴	方法：1. 一般の浴槽に入れる 2. 機械浴を使用している	
		動作：1. 自力 2. 洗身などに介助を要する 3. 全介助	
	排泄	日中：1. 自力トイレ 2. トイレまで介助 3. オムツ	
		夜間：1. 自力トイレ 2. トイレまで介助 3. オムツ	
精神の 状態	認知症	無・有 → 有の場合、意思の疎通：1. 可 2. 場合による 3. 不可 4. 不明	
	精神疾患	無・有（ 病名、症状等： ）	
介護サービスについて のご希望			

入所順位の評価基準

1 本人の状況（最高点40点）

要介護度	5	40点
	4	35点
	3	25点
	2	10点
	1	5点

2 介護の必要性（最高点15点）

在宅サービスの利用率	
8割以上	15点
6割以上8割未満	10点
4割以上6割未満	5点
老健・病院等の入所・入院期間	
2年以上	15点
1年以上2年未満	10点
6月以上1年未満	5点

※ 老健・病院等の入所・入院期間による配点又は在宅サービスの利用率による配点のどちらか高い方を採点とする。

※ 在宅サービスの利用率の採点については、介護保険施設に入所している者の場合は、当該施設に入所する前の状況とする。

3 在宅介護の困難性（最高点35点）

認知症等による行動障害により在宅生活が困難	0～35点
主たる介護者である家族がいない（音信不通を含む）	25点
主たる介護者が長期入院、施設入所によりいない	20点
主たる介護者が高齢又は障害者等で介護が困難	15点又は20点
複数の要介護者がいるため介護負担が大きい	15点又は20点
主たる介護者が就業又は育児により介護が困難	15点
家族等の支援が困難かつ地域の介護サービス等に不足がある	15点又は20点
その他の理由により介護が困難	5点

※ 老健・病院等に入所している者の場合は、退所する時点での状況により判断する。

4 本人の住所地

さいたま市内	さいたま市外
10点	0点

施設入所ご案内

わたしたちは、介護サービスを通じて、自分らしい生活が送れるよう支援し、お客様の満足度を高め、やすらぎと潤いのある生活をお過ごしいただけるよう努力してまいります。

また、限りある介護資源を効率的に活用し、サービスの向上と安全性の確保を図ることを目的に、品質の国際基準であるISO9001:2015の認証取得を受けています。

しかしながら、当施設は医療機関ではないために医師の常駐がなく、看護師の配置も夜間帯は不在なため、病気・事故等が発生した際に十分な対応ができない場合があります。

万一事故等が発生した場合には全力で対応いたしますが、以下の事柄に関しまして事前にご理解を頂き、その上でご入所を決定して頂きますようお願いを申し上げます。

① 転倒、転落について

施設内では歩行中の転倒、車いすやベッドからの転落等が起こる危険性があります。

法定基準で定められている職員配置を実施していますが、日中ではご入所者10人に対し概ね1人の職員が、夜間ではご入所者30人に対し概ね1人の職員（ユニット型の施設ではご入所者20名に対して1人の職員）がお世話させていただいているのが実態であります。

② 誤嚥による障害

ご高齢者は飲み込む力が弱く、誤嚥を起こす可能性やそれに伴う肺炎を起こす可能性があります。

きざみ食やミキサー食に変更する等、細やかな対応をしておりますが困難な場合もあります。

③ 介護中の不慮の骨折

骨粗鬆症等で骨量が減少しているご入所者は、細心の注意を払って介護をおこなっていても骨折してしまう場合があります。

④ 感染症

疥癬、インフルエンザ、MRSA、ノロウイルス等ご入所者が感染する場合があります。その際は、感染の拡大を防ぐために入浴の制限や居室を移動していただく場合があります。

医師の診断に基づいた対応を実施致しますが、ケースによってはご家族の面会もお断りする場合があります。

⑤ 物品の紛失

金品や貴金属を紛失する場合があります。金品等は持ち込まないようお願い致します。

また、衣類等の日用品に関しましては、必ずお名前の明記をお願い致します。

⑥ 救急対応

施設で応急処置をおこない救急車による救急病院への搬送を依頼しますが、病院側の事情や交通事情等により搬送が遅れる場合があります。

⑦ 提携医療機関

施設と提携している医療機関（病院）の事情により入院できない場合があります。

その他、ご入所中の不測の事態が存在致します。

施設職員一同は誠意をもって対応致しますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人 安心会
さいたまほほえみの里